

令和9年度 工事種別の等級区分基準

【等級区分について】

等級区分は、鋼構造物工事を除く指定建設業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装および造園工事）（以下、指定建設業種）について、府内業者に限り別表のとおり設けるものとする。これ以外の場合は、業種および府内・府外の別にかかわらず等級区分を設けず、「資格有り」とする。

等級区分点は、当該等級区分の対象となる府内業者については客観点と主観点を合算した総合点とし、府外業者の場合は客観点とする。

$$[\text{総合点}] X = P + B + C - D + E + F + G + H + I + J + K + L$$

【客観点】

P： 経営事項審査数値

資格審査基準日（令和8年11月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査値（審査基準日及び審査結果通知日が令和7年4月1日から令和8年10月31日までのもので直近のもの。但し、令和9年2月の競争入札参加資格審査申請者（資格審査結果通知は7月頃を予定）で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が令和9年1月31日までのもの）

【主観点】

B： 工事成績による評定点

審査基準日（令和8年11月1日）の直前4年間に府等が発注した当該資格業種の工事について、次に掲げる工事成績評定表で算出された成績点数を所定の算式で加重平均し、その値に応じて次表に定める評定点（B）を算出し、これをもって評定する。

（工事成績評定表）

土木工事：京都府土木工事等検査規程（令和5年4月3日改正）第14条第2項に定めるもの

建築工事：京都府建築及び設備工事等検査規程（令和5年4月3日改正）第14条第2項に定めるもの

プラント設備工事：京都府プラント設備工事等検査規程（令和5年4月3日策定）第13条第2項に定めるもの

小修繕工事等：小修繕工事等成績評定要領（平成25年2月1日策定）第4条第3項に定めるもの

（評定点の加重平均算式）

$$\text{加重平均値} = \{\log(\text{請負額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + \log(\text{請負額n}) \times (\text{工事成績n})\} \\ \div \{\log(\text{請負額1}) + \dots + \log(\text{請負額n})\} \quad (\text{注：請負額は10万円で除した数値を使用})$$

評定表（平均値の下限は「以上」、「上限は未満」）

平均値	～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～75	75～80	80～85	85～
評定点	-40	-30	-20	-10	0	10	20	30	40

C： ISO、KES取得による加算点

ISO9001及びISO14001に適合している旨の認証を取得した場合は各10点を加算。

特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を取得した場合は8点を加算（ただし、KESとISO14001との重複加算はしない）

D： 不誠実な行為の有無による減点

過去1年間に、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（不正行為等に基づく措置基準）の措置をしたものについて、指名停止期間3箇月以上のものは50点、3箇月未満のものは30点を減じる

E : 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく加算点

建設業許可 10 年以上、府競争入札参加資格 5 年以上を経過した企業同士の合併の場合

合併後 3 年間	客観点（総合評定値 P 点）の 5 % 加算
合併後 4 年目	客観点（総合評定値 P 点）の 3 % 加算
合併後 5 年目	客観点（総合評定値 P 点）の 2 % 加算

F : 建設機械保有による加算点

建設機械の自社保有額（上記 P に係る経営事項審査の申請書類に添付の貸借対照表に記載の固定資産の機械・運搬具の減価償却後の金額）200 万円につき 1 点を指定建設業種に加算（上限 20 点）

G : 建設機械運転技術者雇用による加算点

常用で雇用している建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者 1 名につき 2 点を完成工事高割合（上記 P に係る経営事項審査結果通知書に記載の各業種の平均完成工事高の全業種合計に対する割合）で各指定建設業種に加算（各業種上限 20 点）

H : 社会貢献表彰等による加算点

過去 2 年間に災害対応等の現場従事業務に貢献し、京都府から表彰・感謝状等を授与された場合は該当業種に 10 点を加算

I : 優良工事表彰等による加算点

京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度により表彰された場合は該当業種に優秀賞は 10 点、奨励賞は 5 点を表彰された年度の翌年度及び翌々年度に 20 点を限度として加算

J : 建設業労働災害防止協会への加入による加算点

建設業労働災害防止協会に加入（同協会の京都府支部に所属する場合に限る）している場合は 10 点を加算

K : 雇用・社会性による加算点（K 1 ～ 4 のうちいずれかの項目で 20 点を限度として加算）

K1 : 障害者雇用による加算点

法定雇用率を達成している場合及び法定外で雇用している場合は 8 点を加算

K2 : 不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講による加算点

不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会が実施する講習を受講している場合は 8 点を加算

K3 : 保護観察対象者等雇用に係る加算点

京都保護観察所に協力雇用主として登録し、同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が資格審査基準日時点で 3 箇月以上継続している場合は 8 点を加算

K4 : 人権擁護運動の実施による加算点

企業内人権啓発推進員を設置し、人権問題の正しい理解と認識に取り組むための研修を基準日の直前 1 年間の日以降に受講^{*}した場合は 8 点を加算

※令和 9・10 年度入札参加資格審査申請にあつては、特例措置として令和 9 年 2 月末日までに受講したものを受講実績とすることができる

L : 働き方改革による加算点：L 1 ～ 4 のうちいずれかの項目で 20 点を限度として加算

L1 : えるぼし・プラチナえるぼし認定による加算点

プラチナえるぼし認定企業は 10 点、えるぼし（2・3 段階目）認定企業は 8 点、えるぼし（1 段階目）認定企業は 5 点を加算

L2 : くるみん・プラチナくるみん認定による加算点

プラチナくるみん認定企業は 10 点、くるみん認定企業は 8 点、トライくるみん、認定企業は 5 点を加算

L3 : ユースエール認定による加算点

ユースエール認定企業は 5 点を加算

L4 : 京都モデル WLB 認証による加算点

「京都モデル」ワークライフバランス推進企業認証企業として認証されている場合は 5 点を加算

【府内業者の昇降格要件等について】

I 単体企業の場合

1 新旧等級区分の対応

- (1) 土木一式の AA 等級及び造園の A 等級は、それぞれ旧等級の 1 等級と同等等級とみなす
 (2) 建築一式、舗装、電気、管にあっては、新等級の AA 等級は、旧等級の I 等級の上位等級とみなす。

表 1 新旧と旧区分の対応

業種	旧等級	新等級	業種	旧等級	新等級
土木一式	S	S	舗装・電気・管		AA
	I	AA		I	A
	II	A		II	B
	III	B		III	C
	IV	C	造園	I	A
	V	D		II	B
建築一式		AA		III	C
	I	A			
	II	B			
	III	C			
	IV	D			

2 等級の審査

- (1) 申請者の等級区分は、表 2 に定める工事種別・等級区分ごとの要件（等級区分点※、平均完成工事高、技術者数、建設業許可、下位経過年数）により審査し、各要件を満たす最も高い等級とする。
 ※新格付け移行に伴う特例措置として、昇格にあたっての 20 点を加えた総合点で審査は行わない。
- (2) 新規申請については、各工事種別における最下位等級とする。また、継続申請については、昇格・降格に当たり 1 等級上下位の昇格・降格にとどめる。
- (3) 新格付け移行に伴う特例措置として、平均完成工事高は、次のア及びイにより審査する。
 ア表 2 の平均完成工事高と今年度、前年度又は前々年度の経営事項審査における工事種類別年間平均完成工事高
 イ表 2 の平均完成工事高の 2 分の 1 と経営事項審査における今年度の工事種類別年間平均完成工事高
- (4) 土木一式、舗装及び造園の下位経過年数における下位とは、表 1 における旧等級に基づく現有等級に対する新等級の 1 等級下位を指す

表 2 等級区分審査基準

工事種別	等級	等級区分	府内業者の昇格要件			
			平均完成 工事高(百万円)	1級等 技術者数	建設業 許可	下位 経過年数
土木一式	S					
	AA	1000 ~	200	5名	特定	3年
	A	830 ~ 999	100		特定	3年
	B	760 ~ 829				2年
	C	680 ~ 759				2年
	D	~ 679				
建築一式	AA	1000 ~	900	5名	特定	
	A	830 ~ 999	150	2名	特定	
	B	740 ~ 829	50			
	C	650 ~ 739				
	D	~ 649				
舗装	AA	900 ~	200	5名	特定	3年
	A	790 ~ 899	200		特定	3年
	B	740 ~ 789	75			3年
	C	~ 739				
造園	A	900 ~	100		特定	3年
	B	720 ~ 899	50			
	C	~ 719				
電気	AA	970 ~	250	5名	特定	
	A	740 ~ 969	50		特定	
	B	670 ~ 739				
	C	~ 669				
管	AA	920 ~	250	5名	特定	
	A	740 ~ 919	50			
	B	670 ~ 739				
	C	~ 669				

II 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合

次の項目以外は、前述の単体企業の場合と同様の取り扱い。

- 1 下位経過年数要件について、合併初年度は合併元企業の最上位等級企業の下位経過年数を引き継いだものと見なす。
- 2 合併初年度の等級は、合併元企業の最上位等級の1等級上位までを限度とする。

III 経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合

- 1 共同企業体の組合せ計算結果により算出された総合点により、表2を適用し、毎年度新規に格付けを行う。但し、等級は構成員の最上位等級の1等級上位までを限度とする。
- 2 表2における「特定建設業要件」は、代表者が特定建設業の許可を取得していることを要件とする。
- 3 表2における「1級等技術者数要件」は、全構成員合計の1級等技術者数により判定する。

【入札参加資格審査の申請時期について】

- 1 単体企業の場合
2年に1度の定期受付及びその中間年の受付とも11月及び2月の2回実施。
- 2 「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく合併等企業の場合
合併初年度においては、年度途中においても参加資格の見直し申請を受付。次年度以降は、単体企業の場合と同様の取り扱い。
- 3 経常建設共同企業体（土木一式のみの取扱い）の場合
毎年度の資格等級の決定後、申請受付を実施。

【新格付け移行に伴う激変緩和措置について】

土木一式について、旧等級区分に基づき「見なし等級」の審査^{*}を行う。

※令和8年度入札参加資格審査と同様の審査

(1) 昇格については、次の各要件を必要とする。

ア みなしⅡ等級以上への昇格に当たっては、特定建設業の許可を要件とする。

イ 昇格に当たっては、表3の下位等級の複数年の経過を要件とする。

ウ みなしⅠ等級以下への昇格に当たっては、等級区分点に20点を加えた総合点を要件とする。（ただし、前年度・前々年度降格者の復帰は除く。）

エ みなしⅠ・Ⅱ等級への昇格に当たっては、表3の1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用を要件とする。

(2) 降格については、以下のとおり取扱う。

ア みなしⅠ・Ⅱ等級については、1級等技術者（1級国家資格者及び国土交通大臣特別認定者）の常時雇用が表3の人数に満たない場合は降格とする。

イ みなしⅠ・Ⅱ等級については、特定建設業の許可を有していない場合は降格とする。

表3 見なし等級の等級区分審査基準

工事種別	等級	等級区分	府内業者の昇降格要件				その他
			平均 完成工事高	1級等 技術者数	建設業 許可	下位 経過年数	
土木一式	I	900 ～		2名	特定	3年	等級区分点+20点
	II	830 ～ 899			特定	3年	

令和9年度 格付における主観点項目の追加について

指導検査課

令和9年度から、建設工事入札参加資格に係る格付における主観点として、企業内人権啓発推進員の設置・働き方改革に関する取組を追加します。

1 企業内人権啓発推進員の設置・研修受講

加点条件：推進員を設置し、基準日（11月1日）直前1年間に指定研修を受講 → 8点

【企業内人権啓発推進員の設置】

- ① 企業内人権啓発推進員を選任し、所定の報告を行っていること。

（参考）公正採用選考特設サイト[厚生労働省] <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>

【令和9・10年度審査の特例措置】

11月に実施する入札参加資格審査申請時（定期受付時）に、企業内人権啓発推進員選任報告書を京都府に提出することをもって、推進員を設置しているものとみなします。

*** ハローワークへの個別申請は不要です。**

【指定研修の受講】

- ② 建設交通部が2月に実施する「建設業者人権啓発研修」に①の推進員が参加していること。

* 1月頃に別途HP等で開催の御案内を予定しております。（受講希望者全員が参加可能）

【令和9・10年度審査の特例措置】

11月に実施する入札参加資格審査申請時（定期受付時）に、研修受講の意向を示し、令和9年2月に実施する研修に参加した場合は、基準日直前1年間に指定研修を受講したものとみなします。

2 働き方改革に関する認定

加点条件：認定機関から関係制度の認証・認定を受けていること → 最大20点

制度の名称	認定機関・URL	京都府配点
① えるぼし・プラチナえるぼし	 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025_00002.html	プラチナ 10点 2・3段階 8点 1段階 5点
② くるみん・プラチナ・トライ	 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html	プラチナ 10点 くるみん 8点 トライ 5点
③ ユースエール	 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html	5点
④ 京都モデルWLB認証	京都府 https://www.pref.kyoto.jp/wlbsuisin/	5点

下位経過年数及び年平均完成工事高の考え方について

指導検査課

令和9年度新格付における下位経過年数及び年平均完成工事高の取り扱いは次のとおりとします。

1-1 下位経過年数

【下位経過年数制度とは】

土木一式工事、舗装工事及び造園工事については、上位等級への昇格要件のひとつとして、一定期間下位等級に格付されていることを求める下位経過年数要件を満たす必要があります。必要な年数は次表のとおりです。

『下位等級』＝昇級しようとする等級の1等級下の等級

土木一式工事		舗装工事		造園工事	
A A等級への昇格	3年	A A等級への昇格	3年	A等級への昇格	3年
A等級への昇格	3年	A等級への昇格	3年	B等級への昇格	3年
B等級への昇格	2年	B等級への昇格	3年		
C等級への昇格	2年				

【新格付移行に伴う取扱】

新旧等級については次表に対応する等級とみなします。

土木一式工事		舗装工事		造園工事	
旧 I 等級	新 A A等級	(新 設)	新 A A等級	旧 I 等級	新 A等級
旧 II 等級	新 A等級	旧 I 等級	新 A等級	旧 II 等級	新 B等級
旧 III 等級	新 B等級	旧 II 等級	新 B等級	旧 III 等級	新 C等級
旧 IV 等級	新 C等級	旧 III 等級	新 C等級		
旧 V 等級	新 D等級				

1-2 具体例（土木一式工事の場合）

例1 |

- R6=Ⅱ等級（A等級とみなす）
→ R7=Ⅱ等級（A等級とみなす）
→ R8=Ⅱ等級（A等級とみなす）
→ R9=AA等級
- 3年以上

主観点・完成工事高等の他の要件を満足

- A等級を3年以上経ているためAA等級に昇格

例2 |

- R6=Ⅲ等級（B等級とみなす）
→ R7=Ⅱ等級（A等級とみなす）
→ R8=Ⅱ等級（A等級とみなす）
→ R9=A等級
- 2年
(3年未満)

主観点・完成工事高等の他の要件を満足

- A等級を2年しか経ていないためA等級
(AA等級に昇格できない)

2-1 年平均完成工事高

【年平均完成工事高の要件とは】

資格審査基準日（令和8年11月1日）の1年7月前の直後の事業年度終了の日以降に受けた直近の経営事項審査結果通知書（審査基準日及び審査結果通知日が令和7年4月1日から令和8年10月31日までのもので直近のもの。但し、令和9年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が令和9年1月31日までのもの）に記載された年平均完成工事高が次表の基準値を満足しているか審査します。

土木一式工事		舗装工事		造園工事	
A A等級	2億円	A A等級	2億円	A等級	1億円
A等級	1億円	A等級	2億円	B等級	0.5億円
B等級	（設定なし）	B等級	0.75億円	C等級	（設定なし）
C等級	（設定なし）	C等級	（設定なし）		
D等級	（設定なし）				

建築一式工事		電気工事		管工事	
A A等級	9億円	A A等級	2.5億円	A A等級	2.5億円
A等級	1.5億円	A等級	0.5億円	A等級	0.5億円
B等級	0.5億円	B等級	（設定なし）	B等級	（設定なし）
C等級	（設定なし）	C等級	（設定なし）	C等級	（設定なし）
D等級	（設定なし）				

【降格の条件】

年平均完成工事高については、次のア又はイのいずれかに該当する場合は降格とする。

ア「上表」の年平均完成工事高を前年度及び前々年度を含め3年連続で下回る場合

イ「上表」の年平均完成工事高の2分の1を下回る場合

*** 完成工事高の年度ごとの変動を考慮し、単年度で基準を若干下回った場合でも、直ちに降格とはなりません。**

【土木一式工事における令和9・10年度審査の取扱】

土木一式工事の年平均完成工事高要件については、令和6年基準日経審、令和7年基準日経審、令和8年基準日経審のいずれかで基準値を超えており、令和8年基準日経審の結果が基準値の2分の1を下回らなければ、要件を満足しているものとみなします。

2-2 具体例（土木一式工事の場合）

例1 |
 R6=平均完工高 2.10億円 **OK**
 → R7=平均完工高 1.90億円 **NG**
 → R8=平均完工高 1.80億円 **NG**

= AA等級への昇格要件を満足

例2 |
 R6=平均完工高 1.70億円 **NG**
 → R7=平均完工高 1.90億円 **NG**
 → R8=平均完工高 1.80億円 **NG**

= AA等級に昇格できない
 （3年すべてが基準値未満）

例3 |
 R6=平均完工高 2.40億円 **OK**
 → R7=平均完工高 2.30億円 **OK**
 → R8=平均完工高 0.99億円 **NG**

= AA等級に昇格できない
 （R8が基準値の1/2未満）

新格付移行に伴う激変緩和措置について

指導検査課

土木一式工事における格付及び発注標準の見直しに伴い、急激な変化を緩和するための経過措置として、令和9年度の発注では、新格付に加えて旧格付による「見なし等級」を付与し、その上で、旧発注標準（臨時措置分を除く）に相当する見なし等級を持つ者については、新格付の等級にかかわらず、当該入札への参加を認めることとします。

<旧発注標準>

<経過措置>

<新発注標準>

